

滑川市暴力団排除条例に関し意見募集（パブリックコメント）を実施します。

社会が一体となった暴力団排除活動の推進を目的に「富山県暴力団排除条例」が制定され、平成23年8月1日から施行されました。

これは、暴力団が、県民や事業者に多大な脅威を与え、県民の安全で平穏な生活を脅かすとともに、健全な経済活動に支障を及ぼしていることによるものです。

本市では、この機会に暴力団排除の気運を一層高め、警察や暴力追放運動推進センターなどの関係機関との連携を図りながら、市民、事業者、市が協働して暴排活動に努めることが重要と考えています。

そのため、市民、事業者、市が一体となって市民の生活や社会経済活動の場から暴力団を排除し、安全で平穏な市民生活を実現することなどを目的とする、「滑川市暴力団排除条例」の制定を予定しています。

このたび、条例の素案を作成しましたので、これを公表し、市民の皆さまからのご意見をお伺いする意見募集（パブリックコメント）を実施します。

記

- 1 公表場所 市ホームページへの掲載のほか、総務課窓口や情報公開窓口、地区公民館でも閲覧できます。
- 2 募集期間 平成24年1月4日（水）～2月3日（金）
- 3 意見を提出できる方
市内に在住・在勤・在学の方
市内に事務所・事業所を有する方（法人、そのほかの団体を含む）
- 4 提出方法 氏名（法人または団体の場合は名称及び代表者の氏名）、住所、連絡先（電話番号または電子メールアドレス）を明記の上、次のいずれかの方法で提出してください。（書式は特に定めません。）

- ・直接持参 総務部総務課（市役所2階）
- ・ファクシミリ 076-475-6299
- ・郵送 〒936-8601 滑川市寺家町104番地 滑川市総務部総務課
- ・電子メール soumu@city.namerikawa.lg.jp

電話や来庁による口頭でのご意見はお受けできませんのでご了承ください。